

空き家の管理、大丈夫ですか？



所有者等の責務

空き家等※1は所有者等の私有財産であることから、適切な管理は所有者等の責務です！
(近隣住民等に人的・物的損害を与えた場合、所有者等※2の責任を問われることがあります。)

※1 空き家等⇒建物その他の土地の工作物で、現に人が使用していないものおよびその敷地

※2 所有者等⇒空き家等を所有し、または管理する者

「特定空き家等」に認定されると大変です！

◆「特定空き家等」とは、次のような状態の空き家等について、法令にもとづき自治体が認定したもの

- 著しく保安上危険となるおそれのある状態(建築物の倒壊、屋根・外壁の飛散 など)
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態(ごみ等の放置、害虫等の発生 など)
- 著しく景観を損なっている状態(立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している など)

◆「特定空き家等」に認定されると次のようなペナルティを受ける場合があります！

- 住宅用地の特例が受けられなくなる！(土地の固定資産税等が3~5倍に跳ね上がる)
- 50万円以下の過料に処せられる！(勧告や命令に応じず、放置し続けた場合)
- 強制撤去され、費用は所有者に請求される！(勧告や命令に応じず、放置し続けた場合)
- 多額の損害賠償金を請求される！(瓦や壁が落下し、通行人等に被害を与えた場合)



空き家に関する相談・問合せは ▶ 区 きずなづくり課 ☎06-6532-9683 FAX06-6538-7318

行事・イベントカレンダー

4月 Apr



1	月	
2	火	
3	水	モビバンフィジカル体操教室 ●P.4 ひとり親家庭相談 ●P.5
4	木	マタニティ・ベビー服・子ども服の展示・提供 ●P.5
5	金	初心級者テニスB教室 ●P.4 法律相談 ●P.5 ひとり親家庭相談 ●P.5
6	土	図書館120%活用術 -もっとお得に使えるコツ、お話しします- ●P.4
7	日	統一地方選挙投票日 ●P.1
8	月	
9	火	地域生活向上教室 ●P.3
10	水	堀江公園にあつまれ！ しゃぼん玉であそぼう ●P.4 モビバンフィジカル体操教室 ●P.4 ひとり親家庭相談 ●P.5
11	木	結核健診 ●P.5
12	金	スティーブン先生の 大人の英語教室 ●P.4 わくわく親子リトミック ●P.4 初心級者テニスB教室 ●P.4 行政相談 ●P.5 ひとり親家庭相談 ●P.5
13	土	親子体操教室体験会 ●P.4 移動図書館まちかど号巡回日 ●P.4
14	日	
15	月	
16	火	一般運転者講習会 ●P.4
17	水	モビバンフィジカル体操教室 ●P.4 就労相談 ●P.5 ひとり親家庭相談 ●P.5
18	木	マタニティ・ベビー服・子ども服の展示・提供 ●P.5
19	金	一般運転者講習会 ●P.4 スティーブン先生の 大人の英語教室 ●P.4 初心級者テニスB教室 ●P.4 BCG予防接種 ●P.5 法律相談 ●P.5 ひとり親家庭相談 ●P.5
20	土	みんなでストレッチ ●P.4 親子体操教室体験会 ●P.4
21	日	サイエンス・メイト フェスティバル ●P.4
22	月	
23	火	
24	水	モビバンフィジカル体操教室 ●P.4 ひとり親家庭相談 ●P.5 花と緑の相談 ●P.5
25	木	一般運転者講習会 ●P.4
26	金	スティーブン先生の 大人の英語教室 ●P.4 初心級者テニスB教室 ●P.4 ひとり親家庭相談 ●P.5 ごみの分別相談 ●P.5
27	土	川柳をはじめませんか？ ●P.4 親子体操教室体験会 ●P.4
28	日	日曜法律相談 ●P.5
29	月	【子ども読書の日記念事業】 春のおたのしみ会 ●P.4
30	火	

区役所正面入口に記念撮影コーナーを設置しました

西区オリジナル婚姻届の配付開始にあわせて、区役所正面入口に記念撮影コーナーを設置しました。婚姻届などの提出の記念に、「にっしー」と記念写真を撮りませんか？

なお、記念撮影コーナーは、休日や夜間など区役所正面入口が閉まっている時間帯にはご利用いただけません。あらかじめご了承ください。



問 区 窓口サービス課(戸籍)
☎06-6532-9961 FAX06-6538-7317

こころの健康

【地域生活向上教室(笑西ぼかぼかのつどい)】事前予約

集団でのコミュニケーション方法や日常生活の活動範囲の拡大、仲間づくり、社会参加に向けて等の準備を一緒にしませんか。

日 時 / 毎月 第2火曜日9:30~11:30

場 所 / 西区保健福祉センター(区役所2階)

対 象 / 統合失調症を中心とする精神障がいをお持ちの方(主治医が許可した方)

※祝日、天候、講師の都合により日程変更や中止をすることがあります。

申 問 保 保健福祉課(保健活動)

☎06-6532-9968 FAX06-6532-6246

700MHz(メガヘルツ)

利用推進協会による

テレビ受信障害対策のお知らせ

携帯電話での新しい電波利用開始にともない、テレビ受信障害が出る可能性があります。

●事前対策が必要な地域の方へ

A4サイズのお知らせを投函のうえ、対策員が訪問して作業内容を説明し、了解をいただいた上で対策作業を行います。

●事前対策地域の周辺の方へ

二つ折りのお知らせ「テレビをご覧のみなさまへ」を念のため配布します。テレビ映像に影響が生じた場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

※ケーブルテレビ・光ケーブルでテレビをご覧の場合やBS/CS放送に影響が出ることはありません。

⚠️ 詐欺行為や悪徳商法にご注意ください

対策作業及び回復作業にかかる費用はすべて当協会が負担しますので、費用を請求することは絶対にありません。

対策員は対策員証を携帯していますので、不審に思われた場合は提示を求め、コールセンターまでご確認ください。

問 700MHz受信障害対策コールセンター

受付時間 / 9:00~22:00(年中無休)

☎0120-700-012(フリーダイヤル)

上記につながらない場合

☎050-3786-0700(有料)